

(証券コード 4709)
平成23年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区二番町7番地5
株式会社インフォメーション・ディベロップメント
代表取締役社長 船 越 真 樹

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災被災地の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区二番町14番地 日本テレビ麹町ビル西館
当社システムサービスセンター4階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第43期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社並びに当社グループ会社取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）を発行する件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.idnet.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 全般的な概況

当連結会計年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）における情報サービス産業は、景気の低迷による企業のIT関連投資意欲減退や経費節減傾向から、引き続き厳しい状況にありました。

経済産業省が実施する「特定サービス産業動態統計調査」（平成23年4月19日発表）によりますと、情報サービス産業の売上高は、平成21年6月から平成23年2月まで長期にわたりマイナス成長が続いております。円高による影響を受けた輸出業を中心とする日本企業の停滞感は根強く、企業のIT投資は依然として不透明な状況にあります。このような事業環境のもと、当社グループは、引き続き人材育成を最優先課題に取り組みとともに、業務の効率化を目指し、グループ経営資源の共有と活用を進め、既存顧客へのグループ横断的な営業展開を積極的に行ってまいりました。

この結果、主要事業のシステム運営管理事業においては、顧客からの値下げ要請が一部に見られたものの、潜在ニーズの発掘および付加価値サービスへの転換により、ほぼ前期並みを確保しました。しかしながら、データ入力事業における大口案件の終了ならびに新規受注の伸び悩み、ソフトウェア開発事業の受注不振などの影響により、当連結会計年度における売上高は、164億50百万円（前期比4.7%減）となりました。

収益面につきましては、グループ内における業務の効率化および内製化、業務プロセスの見直し等によるコスト削減に努めたものの、継続案件の受注単価の下落や開発案件の減少などの影響を受け、営業利益8億39百万円（同1.4%減）、経常利益8億92百万円（同3.3%増）、当期純利益4億47百万円（同188.4%増）となりました。

## ② 事業区分別概況

### イ. システム運営管理

金融機関を中心とした企業のIT投資の縮小が続く中、システム運営管理業務のアウトソーシング化の需要を捉えたことにより、売上高は96億70百万円（同0.4%減）とほぼ前年並みを確保しました。

### ロ. ソフトウェア開発

エネルギー分野の受注は堅調に推移したものの、その他既存顧客における開発案件の受注が低調に推移したことから、売上高は55億28百万円（同7.1%減）となりました。

### ハ. データ入力

既存大口案件の終了ならびに新規受注の伸び悩みにより、売上高は5億33百万円（同44.1%減）と大幅に減少しました。

### ニ. その他（セキュリティ業務、コンサルティング業務）

積極的な営業活動により獲得したセキュリティ業務の受注が寄与し、売上高は7億17百万円（同11.7%増）となりました。

## <事業別売上高>

（単位：百万円、%）

| 事業内容     | 第 41 期 |       | 第 42 期 |       |       | 第 43 期<br>(当連結会計年度) |       |       |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------|---------------------|-------|-------|
|          | 売上高    | 構成比   | 売上高    | 構成比   | 前期比   | 売上高                 | 構成比   | 前期比   |
| システム運営管理 | 9,650  | 52.3  | 9,712  | 56.3  | 100.6 | 9,670               | 58.8  | 99.6  |
| ソフトウェア開発 | 6,674  | 36.1  | 5,953  | 34.5  | 89.2  | 5,528               | 33.6  | 92.9  |
| データ入力    | 1,492  | 8.1   | 954    | 5.5   | 63.9  | 533                 | 3.2   | 55.9  |
| その他      | 639    | 3.5   | 642    | 3.7   | 100.5 | 717                 | 4.4   | 111.7 |
| 合計       | 18,458 | 100.0 | 17,263 | 100.0 | 93.5  | 16,450              | 100.0 | 95.3  |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は資金調達の機動性と効率性を高めることを目的として、当連結会計年度末時点において取引銀行5行との間にシンジケーション方式により総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は4億円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分        | 第 40 期<br>(平成20年 3 月期) | 第 41 期<br>(平成21年 3 月期) | 第 42 期<br>(平成22年 3 月期) | 第 43 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年 3 月期) |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高      | 18,032                 | 18,458                 | 17,263                 | 16,450                              |
| 経 常 利 益    | 1,191                  | 1,109                  | 864                    | 892                                 |
| 当 期 純 利 益  | 594                    | 563                    | 155                    | 447                                 |
| 1株当たり当期純利益 | 79円58銭                 | 75円87銭                 | 20円88銭                 | 60円21銭                              |
| 総 資 産      | 9,620                  | 10,055                 | 9,483                  | 9,279                               |
| 純 資 産      | 5,418                  | 5,895                  | 5,893                  | 6,187                               |

- (注) 1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                    | 資 本 金   | 当 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                           |
|------------------------------------------|---------|-------------|---------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 日 本 カ ル チ ャ<br>ソ フ ト サ ー ビ ス     | 90百万円   | 100.0%      | ソ フ ト ウ エ ア 開 発<br>シ ス テ ム 運 営 管 理                      |
| 株 式 会 社 ソ フ ト ウ エ ア ・<br>デ ィ ベ ロ プ メ ン ト | 100百万円  | 80.0        | ソ フ ト ウ エ ア 開 発                                         |
| 株 式 会 社 プ ラ イ ド                          | 40百万円   | 54.4        | 情 報 シ ス テ ム 設 計 ・ 開<br>発 に 関 す る コ ン サ ル<br>テ ィ ン グ 業 務 |
| 株 式 会 社 シ ャ ・ エ イ ・ テ ィ                  | 90百万円   | 59.5        | 書 類 電 子 化、 図 面 電 子<br>化、 デ ー タ 入 力 業 務 等                |
| 艾 迪 系 統 開 発 ( 武 漢 ) 有 限 公 司              | 110万米ドル | 100.0       | ソ フ ト ウ エ ア 開 発<br>シ ス テ ム 運 営 管 理<br>デ ー タ 入 力 業 務     |

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、お客様に常に高品質な情報サービスを提供する企業として成長していくことを目標に、以下の課題に注力してまいります。

##### ① 提案力の強化（高品質サービスの提供）

教育・研修カリキュラムの充実を図り、技術者のコンサルティング能力を強化するとともに、当社グループコンサルティング会社等との連携強化を推進してまいります。

##### ② プロジェクトマネージャーの増強（開発案件の安定的遂行）

一括発注型の業務が増加傾向にあり、大型・中型案件を遂行するためのプロジェクトマネージャーの育成が急務となっております。外部研修の活用や社内教育内容の充実、実務経験などにより、プロジェクトマネージャーの育成に力点をおくとともに、経験豊富な外部パートナーの活用を積極的に推進してまいります。

##### ③ 標準化と品質管理の強化・徹底（生産管理の強化）

ソフトウェア開発部門（S I 第3部）およびシステム運営管理部門（I T S 第1部、第2部、第3部）においてそれぞれ取得した「ISO9001」を中核として、開発・運営手法の徹底・浸透を図るとともに、「ISO9001」取得の両部門における他の業務への拡大を推進してまいります。

##### ④ 業務プロセスの改善によるコスト削減

業務処理工程（プロセス）と処理フローを「合理化・効率化」の観点から見直し、要員の適正配置、時間外勤務管理の厳格化を進め、コスト削減に結びつけてまいります。

##### ⑤ 人材育成とスキルアップ

キャリアパス委員会を設置し、人材の特性や業務の必要性に応じた多様なキャリアパスを作成し、技術者のみならず管理部門を含めた社員1人ひとりの価値の向上を目指してまいります。

##### ⑥ 環境に対する取り組み

社会的責任のひとつである環境保全につきましては、システム運営管理部門（I T S 第6部）において環境マネジメントシステムの国際環境規格である「ISO14001」認証を平成17年12月に取得しております。また、京都議定書に定める日本の目標、温室効果ガスの削減を目的とした国民的運動「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、地球温暖化防止の活動を展開しております。

##### ⑦ 職場環境に対する取り組み

業務プロセスの見直しを実施して効率化を図り、長時間労働の削減による「ワークライフバランス」の推進に取り組んでおります。また、次世代育成支援（くるみんマーク取得済）、健康診断の100%受診、メンタルヘルス対策（外部カウンセラーとの契約）、職場復帰支援プログラムの策定等を通じ、従業員の健康管理・維持を推進しております。

## 5. 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、(1) システム運営管理、(2) ソフトウェア開発、(3) データ入力、(4) その他の4つの事業を行っております。

具体的には以下のとおりです。

### (1) システム運営管理

- ・お客様のコンピュータ部門に常駐して情報処理システムの管理、運営ならびにオペレーションを行う業務
- ・システムの新規導入や再構築の際の運用構築業務

### (2) ソフトウェア開発

- ・ソフトウェア開発を一括で請け負い、当社グループ内で開発を行う受託開発業務
- ・お客様の事業所に常駐してソフトウェア開発を行う業務
- ・海外（中国）生産拠点におけるソフトウェア開発業務

### (3) データ入力

- ・事務代行業務、書類電子化・図面電子化等を行う業務

### (4) その他

#### <セキュリティ業務>

- ・ネットワークセキュリティ商品の販売およびセキュリティシステム構築・導入支援サービス

#### <コンサルティング業務>

- ・情報システム開発・運営技術に関する教育、コンサルティング業務

## 6. 主要な営業所（平成23年3月31日現在）

|                                          | 名 称          | 所 在 地                       |
|------------------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 株式会社インフォメーション・<br>デ イ ベ ロ プ メ ン ト        | 本 社          | 東京都千代田区二番町7番地5              |
|                                          | システムサービスセンター | 東京都千代田区二番町14番地              |
| 株 式 会 社 日 本 カ ル チ ャ<br>ソ フ ト サ ー ビ ス     | 本 社          | 東京都千代田区二番町14番地              |
|                                          | 事 業 所        | 東京・大阪・高松・松山・福岡              |
| 株 式 会 社 ソ フ ト ウ エ ア ・<br>デ イ ベ ロ プ メ ン ト | 本 社          | 東京都千代田区二番町14番地              |
| 株 式 会 社 プ ラ イ ド                          | 本 社          | 東京都千代田区二番町14番地              |
| 株 式 会 社 シ イ ・ エ イ ・ テ イ                  | 本 社          | 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番12号         |
|                                          | 東 京 事 業 所    | 東京都千代田区二番町14番地              |
| 艾迪系統開発（武漢）有限公司                           | 本 社          | 中華人民共和国湖北省武漢市東湖新技術開發区関山大道1号 |
|                                          | 無 錫 支 店      | 中華人民共和国江蘇省無錫市崇安区人民中路123     |
|                                          | 東 京 支 店      | 東京都千代田区二番町14番地              |



## 7. 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 事業部門の名称  | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| システム運営管理 | 1,351名 | 62名増        |
| ソフトウェア開発 | 641名   | 32名減        |
| データ入力    | 50名    | 50名減        |
| その他の事業   | 39名    | 9名増         |
| 管理部門     | 214名   | 7名減         |
| 合計       | 2,295名 | 18名減        |

(注) 使用人数には、当社グループ外から当社グループへの出向者(79名)を含みます。なお、取締役でない執行役員を含みます。また、パートタイマーは含まれておりません。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,673名 | 16名減      | 34.2歳 | 9.3年   |

(注) 使用人数には、取締役でない執行役員を含みます。また、子会社等への出向者(24名)及びパートタイマーは含まれません。

## 8. 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

(単位：百万円)

| 借入先             | 借入額 |
|-----------------|-----|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 190 |
| 株式会社みずほ銀行       | 180 |
| みずほ信託銀行株式会社     | 147 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 120 |
| 農林中央金庫          | 93  |
| 株式会社三井住友銀行      | 50  |
| 株式会社横浜銀行        | 40  |

(注) 1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は資金調達の機動性と効率性を高めるため、取引銀行5行と借入限度額10億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。  
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は4億円であります。

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 8,029,535株  |
| (3) 株主数        | 1,859名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                      | 持株数   | 持株比率 |
|------------------------------------------|-------|------|
| 1 有限会社エイ・ケイ                              | 701千株 | 9.4% |
| 2 株式会社みずほトラストシステムズ                       | 682   | 9.1  |
| 3 タイヨーパールファンドエルピー                        | 646   | 8.7  |
| 4 I D 従業員持株会                             | 618   | 8.3  |
| 5 ステートストリートバンク<br>アンドトラストカンパニー<br>505104 | 351   | 4.7  |
| 6 みずほ信託銀行株式会社                            | 281   | 3.7  |
| 7 株式会社ケイ・シー・エス                           | 277   | 3.7  |
| 8 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社（信託口）            | 225   | 3.0  |
| 9 竹田和平                                   | 210   | 2.8  |
| 10 ティーディーシーソフトウェアエン<br>지니어リング株式会社        | 189   | 2.5  |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。  
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（601,694株）を減じた株式数を基準に小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当社は自己株式（601,694株）を保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しております。

### 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社員員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏名   | 担当および重要な兼職の状況                                                                                   |
|------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 船越真樹 | (株)ソフトウェア・ディベロプメント 代表取締役社長<br>(株)日本カルチャソフトサービス 代表取締役社長<br>(株)プライド 代表取締役会長<br>艾迪系統開発（武漢）有限公司 董事長 |
| 代表取締役専務取締役 | 山川利雄 | ITS事業本部・SI事業本部・BA部・ITPS部担当                                                                      |
| 取締役兼常務執行役員 | 本田裕康 | コーポレート本部・経理部担当                                                                                  |
| 取締役兼常務執行役員 | 七尾静也 | ITS事業本部長                                                                                        |
| 取締役        | 三木昌樹 | 弁護士                                                                                             |
| 常勤監査役      | 若松和男 | (株)日本カルチャソフトサービス 監査役<br>(株)プライド 監査役<br>艾迪系統開発（武漢）有限公司 監事<br>(株)CAT 監査役                          |
| 監査役        | 松本栄一 | J S R(株) 特別顧問                                                                                   |
| 監査役        | 岡崎正憲 | 公認会計士<br>(株)なとり 社外取締役                                                                           |
| 監査役        | 丸森英助 | みずほトラストオペレーションズ(株) 取締役社長                                                                        |

- (注) 1. 取締役三木昌樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松本栄一氏、岡崎正憲氏および丸森英助氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡崎正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役三木昌樹氏、監査役松本栄一氏、岡崎正憲氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名     | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況 |
|--------|------------|------|----------------------|
| 尾崎 眞 民 | 平成22年6月23日 | 辞任   | 代表取締役会長              |
| 宮部 善 彦 | 平成22年6月23日 | 任期満了 | 社外監査役                |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役の当期に係わる報酬等の総額

| 区 分                    | 支給人員      | 支給額           |
|------------------------|-----------|---------------|
| 取<br>（うち社外取締役）         | 6名<br>(1) | 110百万円<br>(5) |
| 監<br>（うち社外監査役）         | 5<br>(4)  | 16<br>(8)     |
| 合 計<br>（うち社外取締役・社外監査役） | 11<br>(5) | 127<br>(13)   |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第40期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、平成22年6月23日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれているためであります。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額19百万円（取締役5名に対し19百万円（うち社外取締役1名に対し0円））。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4百万円（取締役5名に対し4百万円（うち社外取締役1名に対し0円））。
6. 平成22年6月23日開催の第42回定時株主総会に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し役員退職慰労金を384百万円支給しております。（金額には、上記の報酬等の総額および過年度の事業報告において役員報酬の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分31百万円が含まれております。）
7. 平成22年6月23日開催の第42回定時株主総会において、役員退職慰労引当金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、80百万円（取締役4名に対し80百万円（うち社外取締役1名に対し0円））であります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- ・ 監査役岡崎正憲氏は、(株)なとりの社外取締役を兼任しております。当社は(株)なとりの間には特別な関係はありません。
  - ・ 監査役松本栄一氏は、J S R(株)の特別顧問を兼務しております。当社はJ S R(株)の間には特別な関係はありません。
  - ・ 監査役丸森英助氏は、みずほトラストオペレーションズ(株)の取締役社長を兼務しております。なお、当社はみずほトラストオペレーションズ(株)との間に事務代行業務等の取引関係がございます。
- ② 当該事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取 締 役 会 |      |      | 監 査 役 会 |      |      |
|---------|---------|------|------|---------|------|------|
|         | 出席すべき回数 | 出席回数 | 出席率  | 出席すべき回数 | 出席回数 | 出席率  |
| 取締役三木昌樹 | 15回     | 15回  | 100% | —       | —    | —    |
| 監査役松本栄一 | 15回     | 14回  | 93%  | 15回     | 15回  | 100% |
| 監査役岡崎正憲 | 15回     | 14回  | 93%  | 15回     | 13回  | 87%  |
| 監査役丸森英助 | 10回     | 10回  | 100% | 10回     | 10回  | 100% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

##### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役三木昌樹氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役松本栄一氏は、主に会社経営に関する豊富な経験と識見に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

監査役岡崎正憲氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

監査役丸森英助氏は、主に会社経営に関する豊富な経験と識見に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）              | 21百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

当社都合による場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約について

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結していません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを統括することとし、同部内に設置した法務室が中心となり具体的活動・役職員教育等を行う。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 財務報告に係る信頼性を確保するために必要な内部統制システムを整備し、維持・向上を図る。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質および情報セキュリティ、労務管理等にかかるリスクについては、各々の所管部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的リスク状況の監視および対応はリスク管理委員会が行う。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、経営会議等を設置し重要案件につき事前審議等を行う。業務執行に関する職務分掌・権限・手続き等を明確化し、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
- ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定および見直しされる年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ③ 業務執行のマネジメントは、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

### (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等の業務の適正を確保するための体制を担当する部署を社長室とし、子会社等の業務と密接に関連する事業本部等と連携し、子会社等における業務の適正を確保するための体制の構築および実効性を高めるための諸施策を立案および実施、必要な子会社等への指導・支援等を実施する。
- ② 経営監査室は子会社の業務活動の適法性、効率性について監査する。

- ③ 法令上疑義のある行為等について、子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき部署として、既存部署による兼務または専任部署の設置の方法により、兼任もしくは専任の使用人1名以上を配置する。
  - ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ② (7)①の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役会の同意を必要とする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
  - ② 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査のための環境を整備する。
  - ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。



# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b> |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| 流動資産          | 5,206,876 | 流動負債           | 2,419,986 |
| 現金及び預金        | 2,012,863 | 買掛金            | 238,561   |
| 受取手形及び売掛金     | 2,763,462 | 短期借入金          | 780,000   |
| 仕掛品           | 19,042    | 一年内返済予定長期借入金   | 41,150    |
| 繰延税金資産        | 298,278   | 未払法人税等         | 162,788   |
| その他           | 114,559   | 賞与引当金          | 596,746   |
| 貸倒引当金         | △1,329    | 役員賞与引当金        | 20,835    |
| 固定資産          | 4,072,220 | その他            | 579,904   |
| 有形固定資産        | 2,325,186 | 固定負債           | 671,304   |
| 建物及び構築物       | 573,672   | 退職給付引当金        | 573,703   |
| 車両運搬具         | 5,193     | 役員退職慰労引当金      | 3,575     |
| 工具器具備品        | 59,523    | その他            | 94,025    |
| 土地            | 1,686,795 | 負債合計           | 3,091,291 |
| 無形固定資産        | 504,990   | <b>(純資産の部)</b> |           |
| ソフトウェア        | 64,251    | 株主資本           | 6,048,979 |
| ソフトウェア仮勘定     | 20,773    | 資本金            | 592,344   |
| のれん           | 416,413   | 資本剰余金          | 545,593   |
| その他           | 3,552     | 利益剰余金          | 5,340,738 |
| 投資その他の資産      | 1,242,043 | 自己株式           | △429,696  |
| 投資有価証券        | 502,045   | その他の包括利益累計額    | △49,554   |
| 差入保証金         | 304,238   | その他有価証券評価差額金   | △38,219   |
| 繰延税金資産        | 320,236   | 為替換算調整勘定       | △11,335   |
| その他           | 126,422   | 少数株主持分         | 188,379   |
| 貸倒引当金         | △10,900   | 純資産合計          | 6,187,805 |
| 資産合計          | 9,279,096 | 負債純資産合計        | 9,279,096 |

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額     |            |
|--------------------|---------|------------|
| 売上高                |         | 16,450,563 |
| 売上原価               |         | 13,209,144 |
| 売上総利益              |         | 3,241,419  |
| 販売費及び一般管理費         |         | 2,402,229  |
| 営業利益               |         | 839,190    |
| 営業外収益              |         |            |
| 受取利息               | 3,598   |            |
| 受取配当金              | 11,219  |            |
| 助成金収入              | 39,696  |            |
| 保険解約戻金             | 14,938  |            |
| その他                | 19,072  | 88,525     |
| 営業外費用              |         |            |
| 支払利息               | 9,263   |            |
| コミットメントライン手数料      | 19,978  |            |
| その他                | 5,972   | 35,214     |
| 経常利益               |         | 892,501    |
| 特別利益               |         |            |
| 投資有価証券売却益          | 0       |            |
| 役員退職慰労引当金戻入益       | 1,000   | 1,000      |
| 特別損失               |         |            |
| 固定資産売却損            | 851     |            |
| 固定資産除却損            | 2,894   |            |
| 投資有価証券評価損          | 17,925  |            |
| 貸倒引当金繰入額           | 1,350   |            |
| 減損損失               | 5,760   |            |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う影響額 | 9,853   |            |
| その他                | 3,000   | 41,635     |
| 税金等調整前当期純利益        |         | 851,865    |
| 法人税、住民税及び事業税       | 187,806 |            |
| 法人税等調整額            | 197,621 | 385,428    |
| 少数株主損益調整前当期純利益     |         | 466,437    |
| 少数株主利益             |         | 19,218     |
| 当期純利益              |         | 447,218    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

|         |           |
|---------|-----------|
| 株主資本    |           |
| 資本金     |           |
| 前期末残高   | 592,344   |
| 当期変動額   |           |
| 当期変動額合計 | —         |
| 当期末残高   | 592,344   |
| 資本剰余金   |           |
| 前期末残高   | 545,595   |
| 当期変動額   |           |
| 自己株式の処分 | △1        |
| 当期変動額合計 | △1        |
| 当期末残高   | 545,593   |
| 利益剰余金   |           |
| 前期末残高   | 5,034,653 |
| 当期変動額   |           |
| 剰余金の配当  | △141,133  |
| 当期純利益   | 447,218   |
| 当期変動額合計 | 306,084   |
| 当期末残高   | 5,340,738 |
| 自己株式    |           |
| 前期末残高   | △429,545  |
| 当期変動額   |           |
| 自己株式の取得 | △160      |
| 自己株式の処分 | 9         |
| 当期変動額合計 | △150      |
| 当期末残高   | △429,696  |
| 株主資本合計  |           |
| 前期末残高   | 5,743,047 |
| 当期変動額   |           |
| 剰余金の配当  | △141,133  |
| 当期純利益   | 447,218   |
| 自己株式の取得 | △160      |
| 自己株式の処分 | 8         |
| 当期変動額合計 | 305,932   |
| 当期末残高   | 6,048,979 |

(単位：千円)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| その他の包括利益累計額         |           |
| その他有価証券評価差額金        |           |
| 前期末残高               | △15,463   |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △22,755   |
| 当期変動額合計             | △22,755   |
| 当期末残高               | △38,219   |
| 為替換算調整勘定            |           |
| 前期末残高               | △4,026    |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △7,308    |
| 当期変動額合計             | △7,308    |
| 当期末残高               | △11,335   |
| その他の包括利益累計額合計       |           |
| 前期末残高               | △19,490   |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △30,064   |
| 当期変動額合計             | △30,064   |
| 当期末残高               | △49,554   |
| 少数株主持分              |           |
| 前期末残高               | 170,425   |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 17,954    |
| 当期変動額合計             | 17,954    |
| 当期末残高               | 188,379   |
| 純資産合計               |           |
| 前期末残高               | 5,893,982 |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △141,133  |
| 当期純利益               | 447,218   |
| 自己株式の取得             | △160      |
| 自己株式の処分             | 8         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △12,109   |
| 当期変動額合計             | 293,822   |
| 当期末残高               | 6,187,805 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- |                 |                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 連結子会社の数     | 5社                                                                                     |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | 株式会社日本カルチャソフトサービス<br>株式会社ソフトウェア・ディベロプメント<br>株式会社プライド<br>株式会社シィ・エイ・ティ<br>艾迪系統開発（武漢）有限公司 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社のうち4社の決算日は連結決算日と一致しております。また、1社（艾迪系統開発（武漢）有限公司）の決算日については12月31日ですが、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、当該子会社の同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間で生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 仕掛品……………個別法による原価法
- ③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

##### (3) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）  
に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20  
年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計  
処理によっております。
- ④ 長期前払費用……………定額法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒  
懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し  
ております。
- ② 賞与引当金  
従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込  
額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における期末要支給額を計上してお  
ります。

④ 退職給付引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、翌連結会計年度より損益処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

請負受注制作のソフトウェアに係わる売上高及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア

進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の受注制作のソフトウェア

完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間及び10年間の定額法により償却を行っております。

## II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### 1. 会計処理の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,478千円減少し、税金等調整前当期純利益は11,332千円減少しております。

### 2. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

(1) 前連結会計年度まで区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」（当期連結会計年度末の残高は662千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示することになりました。

(2) 前連結会計年度まで区分掲記しておりました固定負債の「リース債務」（当期連結会計年度末の残高は1,586千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、固定負債の「その他」に含めて表示することになりました。

（連結損益計算書）

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

### 3. 追加情報

#### (1) 役員退職慰労引当金

当社は、従来、役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成22年6月23日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時の支給額を取締役の退任時に支給することといたしました。

なお、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金相当額80,038千円は、長期未払金に振り替えております。

(2) 当連結会計年度より、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年9月30日 平成22年法務省令第33号）を適用し、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。



### Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1, 189, 999千円

### Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                 | 前連結会計年度<br>末株式数（株） | 当連結会計年度<br>増加株式数（株） | 当連結会計年度<br>減少株式数（株） | 当連結会計年度<br>末株式数（株） |
|-----------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式           |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式            | 8, 029, 535        | —                   | —                   | 8, 029, 535        |
| 合計              | 8, 029, 535        | —                   | —                   | 8, 029, 535        |
| 自己株式            |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式<br>(注) 1、2 | 601, 438           | 270                 | 14                  | 601, 694           |
| 合計              | 601, 438           | 270                 | 14                  | 601, 694           |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。  
 単元未満株式の買取請求による増加 270株
2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。  
 単元未満株式の売渡請求による減少 14株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

平成22年6月23日開催の第42期定時株主総会による配当に関する事項

- ・配当金の総額 141, 133千円
- ・1株当たりの配当金 19円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月24日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成23年6月23日開催予定の第43期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 141, 128千円
- ・1株当たりの配当金 19円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月24日

#### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、必要な資金は銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および社債であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクが存在します。差入保証金は主に事業所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクが存在します。

未払法人税等は、法人税、住民税および事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に関わる資金調達であり、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクが存在します。長期借入金は支払金利の変動リスクを回避するため固定金利を利用しており、償還日は決算日後、最長で5ヶ月後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、当社の債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的到时価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有継続について検討を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に将来一定期間の資金収支の見込みを作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち58.6%は大口顧客6社に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

|                        | 連結貸借対照表計上額<br>(千円)  | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|---------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金             | 2,012,863           | 2,012,863  | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 | 2,763,462<br>△1,329 |            |            |
| 受取手形及び売掛金(純額)          | 2,762,132           | 2,762,132  | —          |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券  | 468,994             | 468,994    | —          |
| (4) 差入保証金              | 304,238             | 215,144    | △89,094    |
| 資産計                    | 5,548,229           | 5,459,135  | △89,094    |
| (1) 買掛金                | 238,561             | 238,561    | —          |
| (2) 短期借入金              | 780,000             | 780,000    | —          |
| (3) 未払法人税等             | 162,788             | 162,788    | —          |
| (4) 長期借入金              | 41,150              | 41,150     | —          |
| 負債計                    | 1,222,499           | 1,222,499  | —          |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### (4) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、合理的に見積もりした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

なお、信用リスクを反映した時価については、その預入先の信用力が高いことから、当該帳簿価額とみなしております。

### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの償還日は決算日後、最長で5ヶ月後であり、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 33,050          |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>(千円) |
|-------------------|--------------|-------------|
| 現金及び預金            | 2,012,863    | —           |
| 受取手形及び売掛金         | 2,763,462    | —           |
| 投資有価証券            |              |             |
| その他有価証券のうち満期があるもの |              |             |
| 債券(社債)            | —            | 98,978      |
| 差入保証金             | —            | 304,238     |
| 合計                | 4,776,325    | 403,217     |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-------------|
| 長期借入金 | 41,150       | —           |

VI. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 807円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 60円21銭  |

VII. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成23年6月23日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議しております。

- 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績の向上と当社ならびに当社子会社の取締役および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。
- 新株予約権発行の要領
  - 新株予約権の割当を受ける者  
当社ならびに当社子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の総数

2,200個を上限とする。

このうち、当社取締役が付与する新株予約権は300個を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（単元株式数は100株）。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。また、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

①当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式無償割当て} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による公募増資の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から8年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任ならびに定年および会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株予約権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限り行使することができるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ②新株予約権者が、上記(8)①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③その他の取得事由および取得条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社および株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的となる株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的となる株式の数  
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権の行使期間  
上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他行使条件および取得条項  
上記(8)および(9)に準じて定めるものとする。
  - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記(7)に準じて定めるものとする。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
  - (13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
  - (14) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
3. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項
- 当社の取締役の報酬額は平成20年6月24日開催の当社第40期定時株主総会において、年額200百万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と承認されているが、上記の当該取締役報酬額は別枠で、取締役に対しストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額6百万円以内とするものとする。
- (注) 上記の新株予約権の発行については、平成23年6月23日開催予定の当社第43期定時株主総会において当議案が承認可決されることを条件としております。



# 貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,238,464</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,719,301</b> |
| 現金及び預金          | 835,583          | 買掛金            | 197,082          |
| 売掛金             | 2,084,192        | 短期借入金          | 600,000          |
| 仕掛品             | 8,466            | 一年内返済予定長期借入金   | 41,150           |
| 貯蔵品             | 109              | 未払金            | 50,809           |
| 前払費用            | 65,631           | 未払費用           | 181,834          |
| 繰延税金資産          | 223,772          | 未払法人税等         | 70,350           |
| その他             | 20,708           | 未払消費税等         | 62,187           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,594,591</b> | 前受金            | 129              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,291,599</b> | 預り金            | 41,540           |
| 建築物             | 554,858          | 前受収益           | 112              |
| 構築物             | 2,938            | 賞与引当金          | 454,922          |
| 車両運搬具           | 5,193            | 役員賞与引当金        | 19,135           |
| 工具器具備品          | 41,812           | その他の他          | 47               |
| 土地              | 1,686,795        | <b>固定負債</b>    | <b>524,659</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>122,445</b>   | 退職給付引当金        | 417,258          |
| ソフトウェア          | 56,634           | 長期未払金          | 92,438           |
| ソフトウェア仮勘定       | 20,773           | その他の他          | 14,961           |
| のれん             | 43,800           | <b>負債合計</b>    | <b>2,243,960</b> |
| その他             | 1,237            | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,180,546</b> | <b>株主資本</b>    | <b>5,625,226</b> |
| 投資有価証券          | 494,411          | 資本金            | 592,344          |
| 関係会社株           | 1,050,812        | 資本剰余金          | 545,593          |
| 出資金             | 100              | 資本準備金          | 543,293          |
| 長期貸付金           | 4,480            | その他資本剰余金       | 2,300            |
| 長期前払費用          | 3,633            | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,916,984</b> |
| 繰延税金資産          | 250,192          | 利益準備金          | 43,687           |
| 差入保証金           | 271,666          | その他利益剰余金       | 4,873,297        |
| 施設利用会員権         | 34,052           | 別途積立金          | 4,210,000        |
| 長期性預金           | 50,000           | 繰越利益剰余金        | 663,297          |
| その他             | 32,097           | <b>自己株式</b>    | <b>△429,696</b>  |
| 貸倒引当金           | △10,900          | 評価・換算差額等       | △36,131          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | △36,131          |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,833,056</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>5,589,095</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>7,833,056</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                | 金 額        |
|--------------------|------------|
| 売上高                | 12,193,944 |
| 売上原価               | 9,917,127  |
| 売上総利益              | 2,276,816  |
| 販売費及び一般管理費         | 1,713,513  |
| 営業利益               | 563,303    |
| 営業外収益              |            |
| 受取利息               | 494        |
| 有価証券利息             | 2,748      |
| 受取配当金              | 11,057     |
| 助成金収入              | 12,759     |
| 業務受託料              | 12,000     |
| 保険解約返戻金            | 14,673     |
| その他                | 16,512     |
| 営業外費用              |            |
| 支払利息               | 6,869      |
| コミットメントライン手数料      | 19,978     |
| その他                | 481        |
| 経常利益               | 27,329     |
| 特別利益               | 606,219    |
| 特別利益               |            |
| 固定資産売却益            | 0          |
| 特別損失               |            |
| 固定資産売却損            | 851        |
| 固定資産除却損            | 16         |
| 投資有価証券評価損          | 16,863     |
| 貸倒引当金繰入額           | 1,350      |
| 減損損失               | 5,760      |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う影響額 | 4,426      |
| その他                | 3,000      |
| 税引前当期純利益           | 32,269     |
| 法人税、住民税及び事業税       | 56,028     |
| 法人税等調整額            | 195,178    |
| 当期純利益              | 322,743    |

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

|          |           |
|----------|-----------|
| 株主資本     |           |
| 資本金      |           |
| 前期末残高    | 592,344   |
| 当期変動額    | —         |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 592,344   |
| 資本剰余金    |           |
| 資本準備金    |           |
| 前期末残高    | 543,293   |
| 当期変動額    | —         |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 543,293   |
| その他資本剰余金 |           |
| 前期末残高    | 2,301     |
| 当期変動額    | —         |
| 自己株式の処分  | △1        |
| 当期変動額合計  | △1        |
| 当期末残高    | 2,300     |
| 資本剰余金合計  |           |
| 前期末残高    | 545,595   |
| 当期変動額    | —         |
| 自己株式の処分  | △1        |
| 当期変動額合計  | △1        |
| 当期末残高    | 545,593   |
| 利益剰余金    |           |
| 利益準備金    |           |
| 前期末残高    | 43,687    |
| 当期変動額    | —         |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 43,687    |
| その他利益剰余金 |           |
| 別途積立金    |           |
| 前期末残高    | 4,210,000 |
| 当期変動額    | —         |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 4,210,000 |
| 繰越利益剰余金  |           |
| 前期末残高    | 481,687   |
| 当期変動額    | —         |
| 剰余金の配当   | △141,133  |
| 当期純利益    | 322,743   |
| 当期変動額合計  | 181,609   |
| 当期末残高    | 663,297   |

(単位：千円)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 利益剰余金合計             |           |
| 前期末残高               | 4,735,375 |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △141,133  |
| 当期純利益               | 322,743   |
| 当期変動額合計             | 181,609   |
| 当期末残高               | 4,916,984 |
| 自己株式                |           |
| 前期末残高               | △429,545  |
| 当期変動額               |           |
| 自己株式の取得             | △160      |
| 自己株式の処分             | 9         |
| 当期変動額合計             | △150      |
| 当期末残高               | △429,696  |
| 株主資本合計              |           |
| 前期末残高               | 5,443,769 |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △141,133  |
| 当期純利益               | 322,743   |
| 自己株式の取得             | △160      |
| 自己株式の処分             | 8         |
| 当期変動額の合計            | 181,456   |
| 当期末残高               | 5,625,226 |
| 評価・換算差額等            |           |
| その他有価証券評価差額金        |           |
| 前期末残高               | △13,201   |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △22,930   |
| 当期変動額合計             | △22,930   |
| 当期末残高               | △36,131   |
| 評価・換算差額等合計          |           |
| 前期末残高               | △13,201   |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △22,930   |
| 当期変動額合計             | △22,930   |
| 当期末残高               | △36,131   |
| 純資産合計               |           |
| 前期末残高               | 5,430,568 |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △141,131  |
| 当期純利益               | 322,743   |
| 自己株式の取得             | △160      |
| 自己株式の処分             | 8         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △22,930   |
| 当期変動額合計             | 158,526   |
| 当期末残高               | 5,589,095 |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品……………総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 仕掛品……………個別法による原価法
- (3) 貯蔵品……………最終仕入原価法

#### 3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年間）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

- (3) リース資産
  - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (4) 長期前払費用……………定額法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、翌事業年度より損益処理しております。

#### 5. 重要な収益及び費用の計上基準

請負受注制作のソフトウェアに係わる売上高及び売上原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の受注制作のソフトウェア完成基準

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 会計処理の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ773千円減少し、税引前当期純利益は5,199千円減少しております。

### III. 表示方法の変更

(貸借対照表)

1. 前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当事業年度末の残高は4,582千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示することになりました。
2. 前事業年度まで区分掲記しておりました無形固定資産の「電話加入権」(当事業年度末の残高は1,131千円)および「通信施設利用権」(当事業年度末の残高は106千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示することになりました。

### IV. 追加情報

(役員退職慰労引当金)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成22年6月23日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時の支給額を取締役の退任時に支給することといたしました。

なお、当事業年度末における役員退職慰労引当金相当額80,038千円は、長期未払金に振り替えております。

### V. 貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,107,097千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |             |
| 短期金銭債権            | 13,006千円    |
| 長期金銭債権            | 444千円       |
| 短期金銭債務            | 186,789千円   |
| 長期金銭債務            | 14,961千円    |

### VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 売上高       | 73,879千円  |
| (2) 営業費用      | 661,387千円 |
| (3) 営業外取引の取引高 | 20,572千円  |

## Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

|      | 前事業年度末<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 601,438          | 270               | 14                | 601,694          |
| 合計   | 601,438          | 270               | 14                | 601,694          |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。
- |                  |      |
|------------------|------|
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 270株 |
|------------------|------|
2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 単元未満株式の売渡請求による減少 | 14株 |
|------------------|-----|

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 未払事業税  | 10,250千円         |
| 未払事業所税 | 1,364千円          |
| 賞与引当金  | 185,153千円        |
| 未払費用   | 27,004千円         |
|        | <u>223,772千円</u> |

繰延税金資産(固定)

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 長期未払金        | 32,575千円         |
| 貸倒引当金        | 4,436千円          |
| 退職給付引当金      | 174,871千円        |
| 関係会社株式評価損    | 155,814千円        |
| 投資有価証券評価損    | 8,762千円          |
| その他有価証券評価差額金 | 24,798千円         |
| その他          | 11,242千円         |
|              | <u>412,499千円</u> |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 繰延税金資産小計  | 636,272千円         |
| 評価性引当額    | <u>△162,307千円</u> |
| 繰延税金資産合計  | <u>473,965千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額 | <u>473,965千円</u>  |



## IX. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                      | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業                                 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                               | 取引の内容          | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|-----|-----------------------------|----------|-------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------|----------------|----------|-------|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>ソフトウェア・<br>ディベロプメント | 100百万円   | ソフトウェア<br>開発                              | 所有<br>直接 80%   | ・ソフトウェア開発の<br>委託・受託<br>・建物の賃貸<br>・役員の兼任 | 資金の借入<br>(注) 1 | 600,000  | 短期借入金 | 150,000  |
| 子会社 | 株式会社プライド                    | 40百万円    | 情報システム<br>設計・開発に<br>関するコンサル<br>ディング業<br>務 | 所有<br>直接 54.4% | ・セキュリティ製品の<br>販売<br>・建物の賃貸<br>・役員の兼任    | 資金の借入<br>(注) 1 | 90,000   | 短期借入金 | —        |

(注) 株式会社ソフトウェア・ディベロプメント及び株式会社プライドからの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は6ヶ月以内の一括返済となっております。なお、担保の提供は行っておりません。

## X. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 752円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円45銭  |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社ならびに当社グループ会社の取締役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成23年6月23日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議しております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績の向上と当社ならびに当社子会社の取締役および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社ならびに当社グループ会社の取締役および従業員
  - (2) 新株予約権の総数  
2,200個を上限とする。  
このうち、当社取締役役に付与する新株予約権は300個を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。  
なお、上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（単元株式数は100株）。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。また、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

①当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による公募増資の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から8年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任ならびに定年および会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株予約権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限り行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- ②新株予約権者が、上記(8)①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③その他の取得事由および取得条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社および株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ その他行使条件および取得条項

上記(8)および(9)に準じて定めるものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて定めるものとする。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(12)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(13)新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14)新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

### 3. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬額は平成20年6月24日開催の当社第40期定時株主総会において、年額200百万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と承認されているが、上記の当該取締役報酬額とは別枠で、取締役に対しストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額6百万円以内とするものとする。

(注)上記の新株予約権の発行については、平成23年6月23日開催予定の当社第43期定時株主総会において当議案が承認可決されることを条件としております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント  
取締役会 御中

#### 三優監査法人

|                |       |     |       |
|----------------|-------|-----|-------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉 田 | 純 ㊞   |
| 業務執行社員         | 公認会計士 | 内 野 | 雅 一 ㊞ |
| 業務執行社員         | 公認会計士 | 増 田 | 涼 恵 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロプメント及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年4月28日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権を付与することの承認を求める議案の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント  
取締役会 御中

### 三優監査法人

|                |       |     |       |
|----------------|-------|-----|-------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉 田 | 純 ㊞   |
| 業務執行社員         | 公認会計士 | 内 野 | 雅 一 ㊞ |
| 業務執行社員         | 公認会計士 | 増 田 | 涼 恵 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事項に記載のとおり、会社は平成23年4月28日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権を付与することの承認を求める議案の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月24日

株式会社 インフォメーション・ディベロップメント 監査役会

常勤監査役 若 松 和 男 ㊟

社外監査役 松 本 栄 一 ㊟

社外監査役 岡 崎 正 憲 ㊟

社外監査役 丸 森 英 助 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は141,128,979円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして取締役全員(5名)は、任期満了となります。つきましては新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ふな こと まさ き<br>船 越 真 樹<br>(昭和34年8月7日生) | 昭和58年4月 千代田火災海上保険㈱<br>(現あいおいニッセイ同和損害保険㈱)<br>入社<br>平成7年4月 当社入社<br>平成7年6月 取締役<br>平成8年11月 取締役営業推進部長<br>平成9年6月 代表取締役常務<br>平成10年6月 代表取締役専務<br>平成14年6月 代表取締役副社長<br>平成15年4月 ㈱プライド代表取締役会長(現任)<br>平成15年6月 代表取締役副社長兼副社長執行役員<br>平成15年10月 代表取締役専務兼専務執行役員<br>平成16年4月 艾迪系統開発(武漢)有限公司董事長<br>(現任)<br>平成17年6月 代表取締役副社長兼副社長執行役員<br>平成18年1月 代表取締役社長(現任)<br>平成18年12月 ㈱日本カルチャソフトサービス代表取締役社長<br>平成19年6月 ㈱ソフトウエア・ディベロプメント代表取締役社長(現任)<br>平成23年4月 ㈱日本カルチャソフトサービス代表取締役会長(現任) | 22,992株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | やま かわ とし お<br>山 川 利 雄<br>(昭和31年12月9日)  | 昭和55年4月 千代田火災海上保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))入社<br>平成13年4月 当社入社<br>平成13年7月 総務部長<br>平成15年6月 取締役兼執行役員総務部長<br>平成16年4月 取締役兼執行役員SI事業本部長<br>平成17年4月 取締役兼常務執行役員SI事業本部長<br>平成18年6月 常務取締役兼常務執行役員<br>平成19年6月 専務取締役兼専務執行役員<br>平成21年6月 代表取締役専務取締役(現任)<br>I T S 事業本部・S I 事業本部・B A 部担当 | 15,803株            |
| 3     | なな お しず や<br>七 尾 静 也<br>(昭和33年6月18日生)  | 昭和55年4月 J P C コンピューティング(株)入社<br>昭和61年4月 当社入社<br>平成13年4月 サービスマネージメント事業本部長<br>平成17年4月 理事 I T O 事業本部長<br>平成19年6月 執行役員 I T O 事業本部長<br>平成20年4月 執行役員 S I 事業本部長<br>平成21年6月 常務執行役員 S I 事業本部長<br>平成22年4月 常務執行役員 I T S 事業本部長<br>平成22年6月 取締役兼常務執行役員 I T S 事業本部長(現任)            | 5,442株             |
| 4     | こ いけ あき ひこ<br>小 池 昭 彦<br>(昭和29年5月27日生) | 昭和52年4月 安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行)入社<br>平成11年5月 同名古屋駅前支店長<br>平成15年7月 同神戸支店長<br>平成17年1月 同東京西ブロック長兼三鷹支店長<br>平成20年4月 当社入社 総務人事部<br>平成20年6月 執行役員総務人事部長<br>平成21年4月 執行役員コーポレート本部長(現任)                                                                                            | 2,870株             |

| 候補者番号 | し<br>氏<br>(生年月日)<br><br>めい<br>名     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5     | み き まさ き<br>三 木 昌 樹<br>(昭和19年6月1日生) | 昭和42年4月 三菱油化(株) (現 三菱化学(株)) 入社<br>昭和50年4月 同社退社<br>昭和60年4月 弁護士登録<br>平成7年4月 ひかり総合法律事務所設立<br>平成11年6月 当社監査役 (非常勤)<br>平成15年6月 監査役退任<br>平成18年6月 当社取締役 (現任) | 5,190株             |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三木昌樹氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は三木昌樹氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 三木昌樹氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間あります。
5. 当社は、社外取締役である三木昌樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして、松本栄一氏と岡崎正憲氏が任期満了となるため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | おか ぎき まさ のり 憲<br>岡 崎 正 憲<br>(昭和24年6月17日生) | 昭和48年4月 三井物産㈱入社<br>昭和58年3月 同社退社<br>昭和58年4月 五島自動車学校常務取締役<br>昭和62年10月 同社退社<br>昭和63年11月 ㈱イトーキ入社<br>平成3年4月 同社退社<br>平成3年5月 三優監査法人入社<br>平成5年4月 公認会計士登録<br>平成13年9月 同社退社<br>現在個人事務所にて各社顧問業務等に従事<br>平成15年6月 当社監査役(現任)<br>㈱なとり社外取締役(現任) | 0株        |
| 2     | ます だ ひろ あき 増 田 裕 明<br>(昭和17年12月6日生)       | 昭和45年4月 エッソ石油(現エクソンモービルジャパン)入社<br>平成10年1月 エクソンモービルケミカルジャパン取締役<br>平成14年11月 同社退社<br>平成14年12月 サウジアラビア基礎産業公社(SABIC)日本法人サビックジャパン代表取締役社長<br>平成21年12月 同社退社                                                                           | 0株        |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 岡崎正憲氏、増田裕明氏は社外監査役候補者であります。  
3. 当社は岡崎正憲氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、増田裕明氏は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 岡崎正憲氏は平成5年公認会計士登録以来、多数の大手企業、中堅中小企業の経営全般にわたる指導に従事してきております。当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした当社および当社子会社への有効な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
増田裕明氏は長年にわたり大手上場企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての見識に基づく経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした当社および当社子会社への有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 岡崎正憲氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、岡崎正憲氏、増田裕明氏が社外監査役に選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。



## 第4号議案 当社並びに当社グループ会社取締役及び従業員に対する ストックオプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由ならびに要領により当社ならびに当社グループ会社の取締役および従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することおよび新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は平成20年6月24日開催の当社第40期定時株主総会において、年額200百万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役に對し報酬等として年額6百万円以内において新株予約権を付与することにつきまして、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役5名選出の件」が承認されますと、割当を受ける当社取締役（社外取締役を除く）の員数は4名となります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績の向上と当社ならびに当社子会社の取締役および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員

#### (2) 新株予約権の総数

2,200個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は300個を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（単元株式数は100株）。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

#### (4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。また、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

### 記

#### ①当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times 1}{\text{株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による公募増資の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から8年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任ならびに定年および会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株予約権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限り行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

②新株予約権者が、上記(8)①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

③その他の取得事由および取得条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、定めるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社および株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ その他行使条件および取得条項

上記(8)および(9)に準じて定めるものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて定めるものとする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(12) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役に対して発行する新株予約権に関する取締役の報酬等の額について

当社の取締役に対し報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

以 上

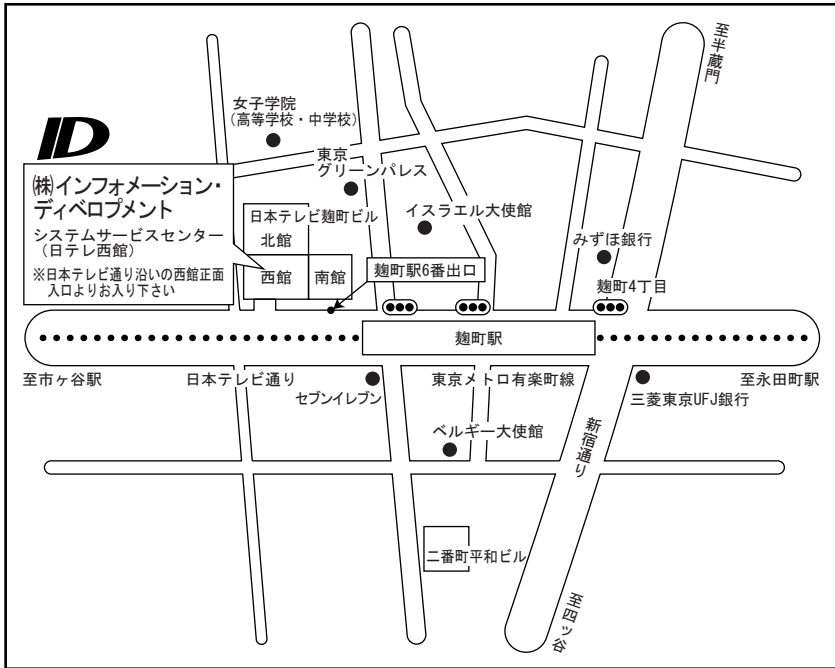




(末尾)

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区二番町14番地  
日本テレビ麹町ビル西館  
当社システムサービスセンター 4階会議室  
電話 03 (3264) 3571



交通 東京メトロ 有楽町線麹町駅6番出口（番町方面）より徒歩2分  
JR市ヶ谷駅より徒歩8分

（当会場には駐車場の用意がございませんので、誠に勝手でございますが  
お車でのご来場はご容赦くださいますよう、お願い申し上げます。）